

長岡京市公共工事の中間前払金に関する取扱要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定に基づく公共工事の中間前払金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前払金の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。ただし、中間前払金の請求前に、請負代金額の全部又は一部について、代理受領又は債権譲渡の承諾をしている場合は、中間前払金の対象としないものとする。

- (1) 1件の当初契約の請負代金額が300万円以上の工事であること。
- (2) 既に長岡京市建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)第34条第1項に規定する前払金を支出していること。
- (3) 中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証が行われていること。
- (4) 工期の2分の1を経過していること。
- (5) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (7) 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。

(中間前払金の対象となる経費の範囲)

第3条 中間前払金の対象となる経費の範囲は、保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、当該工事の材料費等(地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を指す。)に相当する額として必要な経費とする。

(中間前払金の割合)

第4条 中間前払金は、請負代金額の10分の2を超えない額とし、前払金と中間前払金との合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前払金の端数整理)

第5条 中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(継続費等に係る特例)

第6条 受注者は、継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)に係る契約

については、当該会計年度の出来高予定額を対象として中間前払金の請求をすることができる。

2 発注者は、受注者が中間前払金を選択した場合においても、継続費等に係る工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。

3 継続費等に係る契約においては、第2条中「工期」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

（繰越工事の特例）

第7条 中間前払金を選択した工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越しとなるものについては、発注者は、年度末の工事出来高が3分の2以上の場合は、年度末に部分払をすることができる。

（中間前払金と部分払の選択）

第8条 受注者は、中間前払金の対象工事において、中間前払金と部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、中間前払金の請求を行ったときは、更に部分払の請求はできないものとする。この場合には、当該契約において、契約書第37条は適用しないものとする。ただし、第6条及び前条に規定する年度を超えて施工する必要のある工事の場合は、各年度末の部分払に限り契約書第37条を適用するものとする。

3 受注者は、部分払の請求（前項ただし書きに規定する場合において部分払を請求するときを除く。）を行ったときは、更に中間前払金の請求をすることができないものとする。この場合には、当該契約において、契約書第34条第3項及び第4項は適用しないものとする。

（中間前払金の申請）

第9条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前払金に係る認定請求書（別記様式第1号）に契約書第11条に基づく工事履行報告書（別記様式第2号）を添えて、発注者に2部提出しなければならない。

2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第2条に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。

3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行う。

4 発注者は、第2項に規定する調査において、中間前払金が妥当と認められるときは、中間前払金に係る認定調書（別記様式第3号）によって受注者に通知するものとする。

5 発注者は、第2項に規定する調査において、中間前払金が妥当と認められないときは、中間前払金に係る不認定調書（別記様式第4号）によって受注者に通知するものとする。

6 第4項の認定を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前払金に係る請求書（別記様式第5号）に、保証事業会社の中間前払金保証証書の原本

を添えて発注者に提出しなければならない。

7 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

年 月 日

中間前払金に係る認定請求書

長岡京市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名
適格請求書発行事業者登録番号
(登録事業者のみ記入)

次の工事について、中間前払金の請求をしたいので、中間前払金の支払対象者に該当することを認定されたく請求します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約日 年 月 日
- 5 工期 年 月 日から
年 月 日まで (契約変更があった場合は変更後の期限)
- 6 請負代金額 金 円 (契約変更があった場合は変更後の金額)
(10%対象 税抜金額 円
消費税及び地方消費税相当額 円)

※添付書類 工事履行報告書 (別記様式第2号)

工事履行報告書

工 事 番 号			
工 事 名			
契 約 日	年 月 日		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 % () は予定工程との差	備 考
年 月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 技術者

- ※1 報告は、月報を標準とし、実施工程表を添付する。
- ※2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- ※3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

第 号
年 月 日

中間前払金に係る認定調書

（受注者）

様

長岡京市長
（ 課担当）

次の工事について、その進捗等を調査したところ、中間前払金の支払対象者に該当することを認定します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約日 年 月 日
- 5 工期 年 月 日から
年 月 日まで（契約変更があった場合は変更後の期限）
- 6 請負代金額 金 円（契約変更があった場合は変更後の金額）
- 7 中間前払金額 金 円（ 年 月 日現在見込）

第 号
年 月 日

中間前払金に係る不認定調書

（受注者）

様

長岡京市長
（ 課担当）

次の工事について、その進捗等を調査したところ、次の理由により中間前払金の支払対象者には認定しません。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約日 年 月 日
- 5 工期 年 月 日から
年 月 日まで（契約変更があった場合は変更後の期限）
- 6 請負代金額 金 円（契約変更があった場合は変更後の金額）
- 7 認定しない理由

別記様式第5号（第9条関係）

中間前払金に係る請求書

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

適格請求書発行事業者登録番号

（登録事業者のみ記入）

別紙添付の保証証書のとおり、保証事業会社と中間前払金保証契約を締結したので、中間前払金の支払を請求します。

記

工 事 名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
契 約 日	年 月 日		
中 間 前 払 金 請 求 額	万円		
10%対象 税抜金額	円	消費税及び地方消費税相当額	円
請求額の積算額	請負代金の額 円 × 20 / 100 = 万円		

※ 中間前払金請求額は、1万円未満の端数は切り捨て。